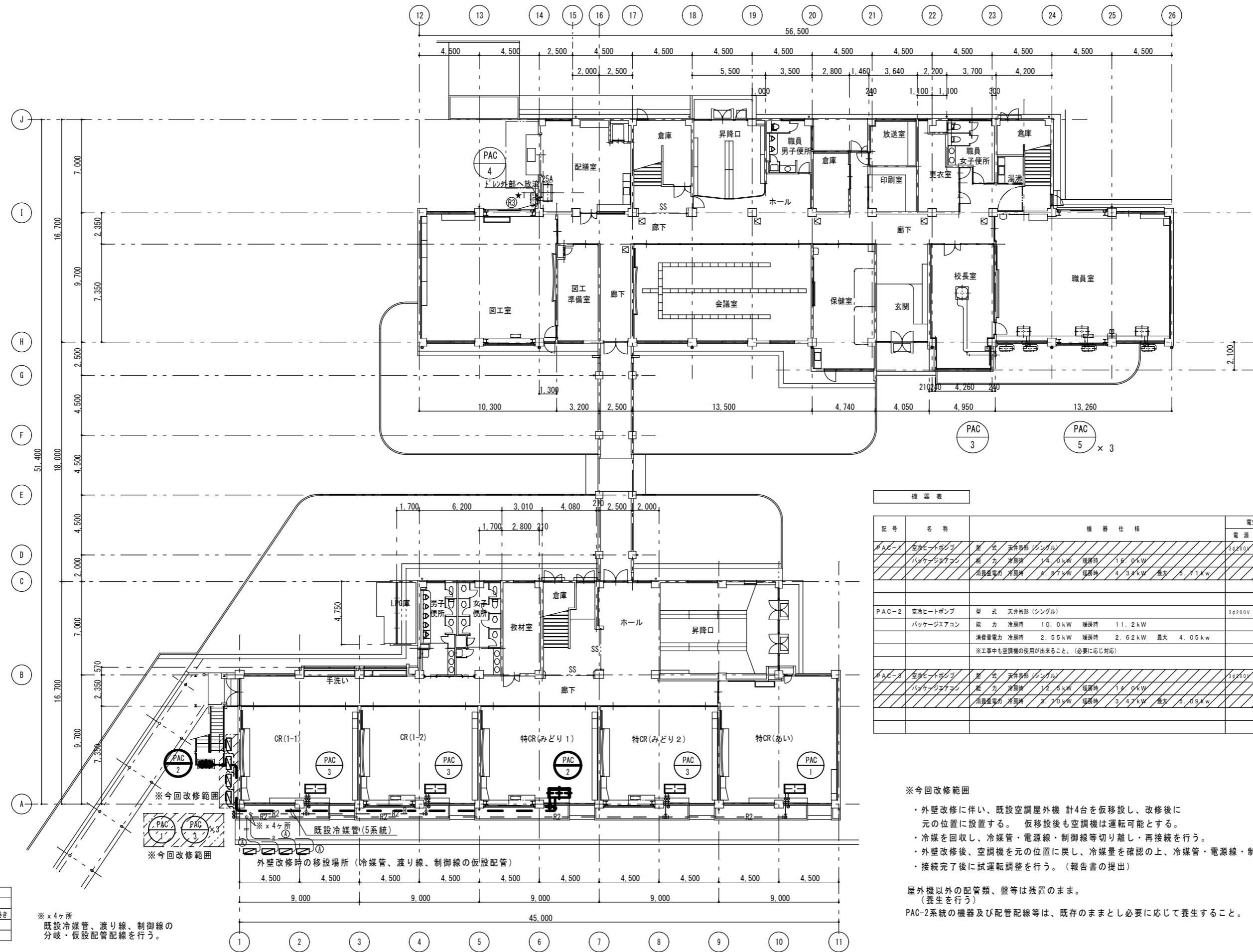


A. 工事概要及び仕様書			章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																				
I 工事概要			1 一般共通事項	1 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤 \pm タル酸ジ \pm ーピチル及びタル酸ジ \pm エチルヘキシルを含有しない難揮発性の接着剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3) 及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 6) 3) 及び4)の建築材料等を使用する場合は、MSDS(化学物質等安全データシート)を監督職員に提出すること。 7. 特別事項 (1) 本工事は、学校を運営しながらの居ながら工事となるため、受注者は施設条件(設計計画図参照)を十分に理解した上で、学校運営に配慮した施工に努めること。 (2) 学校の建物など、児童が不在の校舎等に効率的な工事進捗を図るために現場閉鎖が出来ない場合は、従事者の追休2日(4週8休)に取り組む旨として、代替技術者による交代制工事等の対応に努めること。 8. 工事期間	1 3 接地極	接地極は次による。 接地の種類 記号 接地抵抗値 共同接地 EA, ED 10 Ω以下 A種 EA 10 Ω以下 B種 EB 150/I Ω以下 C種 EC 10 Ω以下 D種 ED 100 Ω以下 避雷設備 EL 10 Ω以下 避雷設備 間接接地 5 Ω以下 高压避雷器 ELH 10 Ω以下 低圧避雷器 ELL 10 Ω以下 交換機用 Et 10 Ω以下 通信用 本記録用 10 Ω以下 通信用 加入者保安器用 100 Ω以下 測定用 Eo	7 受電電気設備	高圧トランスの2次側電流計は最大需要電流計とする。 また、構内第1柱に接続するAOG等の絶電器取納箱は行い製錆付きとする。 a. 外線材料は、電力会社規格とし開放電気室のフレームパイプはSGP32A、保護フェンスはクリンブ金網(10#10mm)とし指定色SOP2回塗り仕上げ b. キューピックルのベースは、溶融亜鉛金仕上げとロッド棒等が樹脂と接触する部分はアルミ板にて保護する。なお、 \pm ビ \pm 基準 \pm 本工事・別途工事とする。 c. 消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造であることを。 d. キューピックルは国土交通省仕様とし、記録用遮断機等は埋込式一付とする。 e. 新設キューピックル用消火器は(本工事・別途工事)とする																																																							
1 一般共通事項	2) 現地調査等の目的で施設に立ち入る際は、あらかじめ教育委員会教育総務課(052-68-9831)に許可を得てから行うこと。ただし、学校の都合等によって立ち入不可となる可能性がある。 3. 上記1.に伴う機械設備工事	2) 事前調査	3) 上記1.に伴う機械設備工事	4) 工事内容	5) 工事範囲	6) 事前調査	7) 特別事項	8) 工事期間	9) その他	10) 特別な材料の工法	11) 監理技術者等	12) 技能士の適用	13) 施工の検査等	14) 化学物質の濃度測定	15) 施工の立会い等	16) 完成図等	17) 設備工事との取り合い	18) 軽微な変更等	19) 事故報告	20) 電子による情報交換等	21) 提出書類	22) 工事用仮設物	23) 残土処分	24) 埋め戻し土	25) 使 用 砕 石	26) コンクリートの調合	27) 測 定 表	28) 耐 露 施 工	29) 既設との取合	30) 施工工事	31) 電線本数・管路など	32) 呼 び 線	33) 学校への配慮	34) 低圧部施工検査	35) 受電容量の変更	36) 1 空冷ヒートポンプエコノミー	37) 2 空調機器の電動機出力	38) 3 機器表示	39) 1 冷媒管	40) 2 ドレン管	41) 3 ガス管	42) 1 配管圧力試験	43) 1 保温施工種別	44) 1 電気方式	45) 2 施工方式	46) 1 電気方式	47) 2 主遮断装置	48) 3 設備容量	49) 4 変圧器	50) 5 進相コンデンサ	51) 6 配電盤	52) 7 直流電源装置	53) 8 計器	54) 9 その他	55) 1 高所作業車	56) 2 足場その他	57) 3 养生	58) 4 仮設間仕切	59) 5 監督職員事務所	60) 6 工事用水	61) 7 工事用電力	62) 8 工事用進入路	63) 9 備考
1 一般共通事項	2) その際に直接、学校職員等に本工事に関わる質疑や聞き取りは一切、行わないこと。	3) また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びF☆☆☆☆規格品 ② 建築基礎法施行令第20条の第5項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ① JIS及びF☆☆☆☆規格品 ② 建築基礎法施行令第20条の第5項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品	4) 改修工事等の工法及び、標示に記載されていない特別な工法については、材料製造所の指定する工法とする。 改修工事及び、標示に記載されていない特別な工法については、材料製造所の指定する工法とする。 ⑤ 通用する(● 1級電気工事施工管理技士等2級電気工事施工管理技士等) [1.6.2] 改設工事法に基づき、必要な専任の監理技術者等を設置すること。	5) 通用する(● 通用しない ● 配管(建築施工業者) ● 熱絶縁施工	6) 通用する(● 通用しない ● 既存面修正 ※ 作成する 提出部数※ 各2部(A3版縮小製本、電子媒体) ● 施工計画書 提出部数※ 1部● 2部 ● 施工図 提出部数※ 1部● 2部 ● 併記に関する資料 提出部数※ 1部● 部 ● 完成写真 提出部数※ 1部● 2部	7) 施工の検査は次による。 ● 配筋検査	8) 14-1 漂遊粉じん測定 14-2 漂遊粉じん測定	9) 15 施工の立会い等	10) 16 完成図等	11) 17 設備工事との取り合い	12) 18 軽微な変更等	13) 19 事故報告	14) 20 電子による情報交換等	15) 21 提出書類	16) 22 工事用仮設物	17) 23 残土処分	18) 24 埋め戻し土	19) 25 使 用 砕 石	20) 26 コンクリートの調合	21) 27 測 定 表	22) 28 耐 露 施 工	23) 29 既設との取合	24) 30 施工工事	25) 31 電線本数・管路など	26) 32 呼 び 線	27) 33 学校への配慮	28) 34 低圧部施工検査	29) 35 受電容量の変更	30) 36 1 空冷ヒートポンプエコノミー	31) 37 2 空調機器の電動機出力	32) 38 3 機器表示	33) 39 1 冷媒管	34) 40 2 ドレン管	35) 41 3 ガス管	36) 42 1 配管圧力試験	37) 43 1 保温施工種別	38) 44 1 電気方式	39) 45 2 施工方式	40) 46 1 電気方式	41) 47 2 主遮断装置	42) 48 3 設備容量	43) 49 4 変圧器	44) 50 5 進相コンデンサ	45) 51 6 配電盤	46) 52 7 直流電源装置	47) 53 8 計器	48) 54 9 その他	49) 55 1 高所作業車	50) 56 2 足場その他	51) 57 3 养生	52) 58 4 仮設間仕切	53) 59 5 監督職員事務所	54) 60 6 工事用水	55) 61 7 工事用電力	56) 62 8 工事用進入路	57) 63 9 備考							
1 一般共通事項	5) その際に直接、学校職員等に本工事に関わる質疑や聞き取りは一切、行わないこと。	6) また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びF☆☆☆☆規格品 ② 建築基礎法施行令第20条の第5項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品	7) 通用する(● 1級電気工事施工管理技士等2級電気工事施工管理技士等) [1.6.2] 改設工事法に基づき、必要な専任の監理技術者等を設置すること。	8) 通用する(● 通用しない ● 配管(建築施工業者) ● 熱絶縁施工	9) 既存面修正 ※ 作成する 提出部数※ 各2部(A3版縮小製本、電子媒体) ● 施工計画書 提出部数※ 1部● 2部 ● 施工図 提出部数※ 1部● 2部 ● 併記に関する資料 提出部数※ 1部● 部 ● 完成写真 提出部数※ 1部● 2部	10) 施工の検査は次による。 ● 配筋検査	11) 14-1 漂遊粉じん測定 14-2 漂遊粉じん測定	12) 15 施工の立会い等	13) 16 完成図等	14) 17 設備工事との取り合い	15) 18 軽微な変更等	16) 19 事故報告	17) 20 電子による情報交換等	18) 21 提出書類	19) 22 工事用仮設物	20) 23 残土処分	21) 24 埋め戻し土	22) 25 使 用 砕 石	23) 26 コンクリートの調合	24) 27 測 定 表	25) 28 耐 露 施 工	26) 29 既設との取合	27) 30 施工工事	28) 31 電線本数・管路など	29) 32 呼 び 線	30) 33 学校への配慮	31) 34 低圧部施工検査	32) 35 受電容量の変更	33) 36 1 空冷ヒートポンプエコノミー	34) 37 2 空調機器の電動機出力	35) 38 3 機器表示	36) 39 1 冷媒管	37) 40 2 ドレン管	38) 41 3 ガス管	39) 42 1 配管圧力試験	40) 43 1 保温施工種別	41) 44 1 電気方式	42) 45 2 施工方式	43) 46 1 電気方式	44) 47 2 主遮断装置	45) 48 3 設備容量	46) 49 4 変圧器	47) 50 5 進相コンデンサ	48) 51 6 配電盤	49) 52 7 直流電源装置	50) 53 8 計器	51) 54 9 その他	52) 55 1 高所作業車	53) 56 2 足場その他	54) 57 3 养生	55) 58 4 仮設間仕切	56) 59 5 監督職員事務所	57) 60 6 工事用水	58) 61 7 工事用電力	59) 62 8 工事用進入路	60) 63 9 備考							
1 一般共通事項	6) その際に直接、学校職員等に本工事に関わる質疑や聞き取りは一切、行わないこと。	7) また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びF☆☆☆☆規格品 ② 建築基礎法施行令第20条の第5項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品	8) 通用する(● 1級電気工事施工管理技士等2級電気工事施工管理技士等) [1.6.2] 改設工事法に基づき、必要な専任の監理技術者等を設置すること。	9) 通用する(● 通用しない ● 配管(建築施工業者) ● 熱絶縁施工	10) 既存面修正 ※ 作成する 提出部数※ 各2部(A3版縮小製本、電子媒体) ● 施工計画書 提出部数※ 1部● 2部 ● 施工図 提出部数※ 1部● 2部 ● 併記に関する資料 提出部数※ 1部● 部 ● 完成写真 提出部数※ 1部● 2部	11) 施工の検査は次による。 ● 配筋検査	12) 14-1 漂遊粉じん測定 14-2 漂遊粉じん測定	13) 15 施工の立会い等	14) 16 完成図等	15) 17 設備工事との取り合い	16) 18 軽微な変更等	17) 19 事故報告	18) 20 電子による情報交換等	19) 21 提出書類	20) 22 工事用仮設物	21) 23 残土処分	22) 24 埋め戻し土	23) 25 使 用 砕 石	24) 26 コンクリートの調合	25) 27 測 定 表	26) 28 耐 露 施 工	27) 29 既設との取合	28) 30 施工工事	29) 31 電線本数・管路など	30) 32 呼 び 線	31) 33 学校への配慮	32) 34 低圧部施工検査	33) 35 受電容量の変更	34) 36 1 空冷ヒートポンプエコノミー	35) 37 2 空調機器の電動機出力	36) 38 3 機器表示	37) 39 1 冷媒管	38) 40 2 ドレン管	39) 41 3 ガス管	40) 42 1 配管圧力試験	41) 43 1 保温施工種別	42) 44 1 電気方式	43) 45 2 施工方式	44) 46 1 電気方式	45) 47 2 主遮断装置	46) 48 3 設備容量	47) 49 4 変圧器	48) 50 5 進相コンデンサ	49) 51 6 配電盤	50) 52 7 直流電源装置	51) 53 8 計器	52) 54 9 その他	53) 55 1 高所作業車	54) 56 2 足場その他	55) 57 3 养生	56) 58 4 仮設間仕切	57) 59 5 監督職員事務所	58) 60 6 工事用水	59) 61 7 工事用電力	60) 62 8 工事用進入路	61) 63 9 備考							
1 一般共通事項	6) その際に直接、学校職員等に本工事に関わる質疑や聞き取りは一切、行わないこと。	7) また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びF☆☆☆☆規格品 ② 建築基礎法施行令第20条の第5項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品	8) 通用する(● 1級電気工事施工管理技士等2級電気工事施工管理技士等) [1.6.2] 改設工事法に基づき、必要な専任の監理技術者等を設置すること。	9) 通用する(● 通用しない ● 配管(建築施工業者) ● 熱絶縁施工	10) 既存面修正 ※ 作成する 提出部数※ 各2部(A3版縮小製本、電子媒体) ● 施工計画書 提出部数※ 1部● 2部 ● 施工図 提出部数※ 1部● 2部 ● 併記に関する資料 提出部数※ 1部● 部 ● 完成写真 提出部数※ 1部● 2部	11) 施工の検査は次による。 ● 配筋検査	12) 14-1 漂遊粉じん測定 14-2 漂遊粉じん測定	13) 15 施工の立会い等	14) 16 完成図等	15) 17 設備工事との取り合い	16) 18 軽微な変更等	17) 19 事故報告	18) 20 電子による情報交換等	19) 21 提出書類	20) 22 工事用仮設物	21) 23 残土処分	22) 24 埋め戻し土	23) 25 使 用 砕 石	24) 26 コンクリートの調合	25) 27 測 定 表	26) 28 耐 露 施 工	27) 29 既設との取合	28) 30 施工工事	29) 31 電線本数・管路など	30) 32 呼 び 線	31) 33 学校への配慮	32) 34 低圧部施工検査	33) 35 受電容量の変更	34) 36 1 空冷ヒートポンプエコノミー	35) 37 2 空調機器の電動機出力																																	



訂正日付

図面は約70%縮小しています (A2→A3)

株式会社 浦野設計岐阜支社
URANO ARCHITECTS & ENGINEERS
一般建築士事務所 岐阜県知事登録 第10878号

管理技術者 担当者

一級建築士	
第317622号	
田中 伸平	

設計番号 P 2 3 0 5 G
日付 令和7年12月

工事名称 土岐小学校校舎外壁等防水改修工事 (2期工事)
図面名称 空調設備 1階平面図
縮尺 1/200

図面種別 M
図面番号 O 2